

# 仙北市地域防災計画改定業務委託 仕様書

## 1. 件 名

仙北市地域防災計画改定業務委託

## 2. 業務目的

近年多発する自然災害等に対応するため、防災関係法令や上位計画が改正、修正されている中で、市の地域防災計画の整合を図るために大幅な改定を行う。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

## 4. 業務概要

### (1) 業務計画立案

円滑・効果的な作業実施のため、本業務の目的、作業内容について十分把握し、見直し方針、検討条件・方法、工程、実施体制等を検討し、業務計画書を作成する。

### (2) 関連情報の収集・整理

仙北市地域防災計画改定のため、国の防災基本計画を始めとする上位・関連計画等や近年の大規模災害における教訓等、最新の知見・情報について収集・整理を行う。

### (3) 見直し方針の検討

最新の知見を踏まえ、仙北市地域防災計画見直しの基本方針として、対象災害、全体構成、見直し方法、主な見直し事項等の検討を行う。

なお、計画の構成については、秋田県の計画、現行の計画等を考慮し、市と協議のうえ、決定するものとする。

### (4) 見直し箇所及び記載内容の検討

地域防災計画の見直し方針に基づき、現行の地域防災計画から見直しが必要な箇所の抽出を行い、見直しのための具体的な記載内容の検討を行う。

想定する主な修正検討事例を以下に示す。

- ・避難情報見直し等の災害対策基本法一部改正・防災基本計画修正の反映
- ・観光客等地理不案内者を含む要配慮者に配慮した災害情報の提供及び避難対策
- ・近年の災害教訓・最新の知見を踏まえた避難所運営
- ・物資調達や輸送支援等の迅速な物資確保のための対応強化
- ・災害対応業務におけるデジタル技術の活用
- ・各種災害時の職員動員計画

また、庁内各部署・関係機関等の最新の取り組み等について、市主体による照会・調整等を支援し、それら内容の反映を行う。

#### (5) 地域防災計画素案の作成

見直し箇所・内容の検討結果に基づき、地域防災計画の見直し案を作成するとともに、現行の地域防災計画と見直し案の対応が取れる、地域防災計画の赤入れ原稿及び新旧対照表の作成を行う。

なお、計画素案の作成にあたっては、実効性が高く、わかりやすく見やすい計画づくりに努めるものとする。

また、関連文書の様式、災害危険箇所や防災関連施設等の一覧表・図について、更新すべき内容を確認・整理し、資料編を更新する。

#### (6) 地域防災計画のとりまとめ

以上の検討結果に基づき、資料編を含めた、仙北市地域防災計画のとりまとめを行う。

また、職員の教育や市民への広報・啓発に使用するための、地域防災計画の概要版作成、市が作成する職員向けポケットマニュアルへの検討結果の反映を行う。

#### (7) 防災会議の支援

防災会議（2回）の会議資料の作成支援を行うとともに、必要に応じ会議に出席するものとする。

また、出席した会議の議事録を作成し、随時担当課に提出するものとする。

#### (8) 報告書の作成

本業務実施における基本方針や検討条件・方法、検討結果、関連資料等を整理し、業務報告書としてとりまとめる。

#### (9) 打合せ協議

本業務実施において、初回、中間2回、成果納品時の計4回を基本の打ち合わせ協議とするが、必要に応じて担当者同士での打合せも行う。

### 5. 成果品

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① 仙北市地域防災計画    | 2部 (A4判パイプファイル) |
| ② 仙北市地域防災計画概要版 | 2部 (A3判見開き)     |
| ③ 業務報告書        | 1部 (A4判パイプファイル) |
| ④ 電子ファイル一式     | 1枚 (CD-R)       |

(※地域防災計画・概要版、業務報告書のPDF及びオリジナルファイル含む)

## 6. 留意事項

- (1) 本業務で作成された成果品の所有権及び著作権は、全て発注者である仙北市に帰属すること。
- (2) 業務にあたり使用するデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可を得ること。併せて、欄外または巻末に参照元を明記すること。これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した場合は、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受注者の責任において解決すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は市と協議のうえ、承諾を得るものとする。